

淡路島観光戦略会議幹事会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、淡路島観光戦略会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項に基づき、同条第1項により設置する淡路島観光戦略会議幹事会（以下「幹事会」という。）に関する事項を定める。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、要綱第2条第2号から第4号までの事項を円滑に推進する事務を行う。

（幹事）

第3条 幹事会は、別表に掲げる役職に就く者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

（会議）

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は兵庫県淡路県民局交流渦潮室長、副幹事長は淡路島市長会会長である市長を補佐する部長（これに相当する職にある者を含む。）及び一般社団法人淡路島観光協会観光戦略室長とする。

3 幹事長は、幹事会を統括し、幹事会の会議の議事を進行する。

4 副幹事長は、幹事長の職務を補佐する。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

6 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長が、その職務を代理する。

7 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者を幹事会の会議に出席させることができる。

8 幹事は、事故その他のやむを得ない理由により、幹事会の会議に出席できないときは、幹事長の承認を得て代理人を出席させることができる。

（補則）

第5条 この要領に定める事項のほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

役職
兵庫県淡路県民局交流渦潮室長
洲本市産業振興部長
南あわじ市産業建設部万博・観光戦略統括官
淡路市産業振興部付部長（商工観光担当）
一般社団法人淡路島観光協会観光戦略室長